

鳥取県告示第750号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり郡家土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年12月26日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

退任した役員の氏名及び住所

理 事 前 田 良 明 八頭郡八頭町市場296-2

平成23年12月13日退任